



輸入食品の安全性確保の取組み ～輸出国での衛生確保対策について～

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室
輸出国査察専門官
石崎 由紀

1

本日の内容

輸出国での衛生管理

○パラグアイでのゴマの残留農薬管理

○フィリピンでのバナナの残留農薬管理

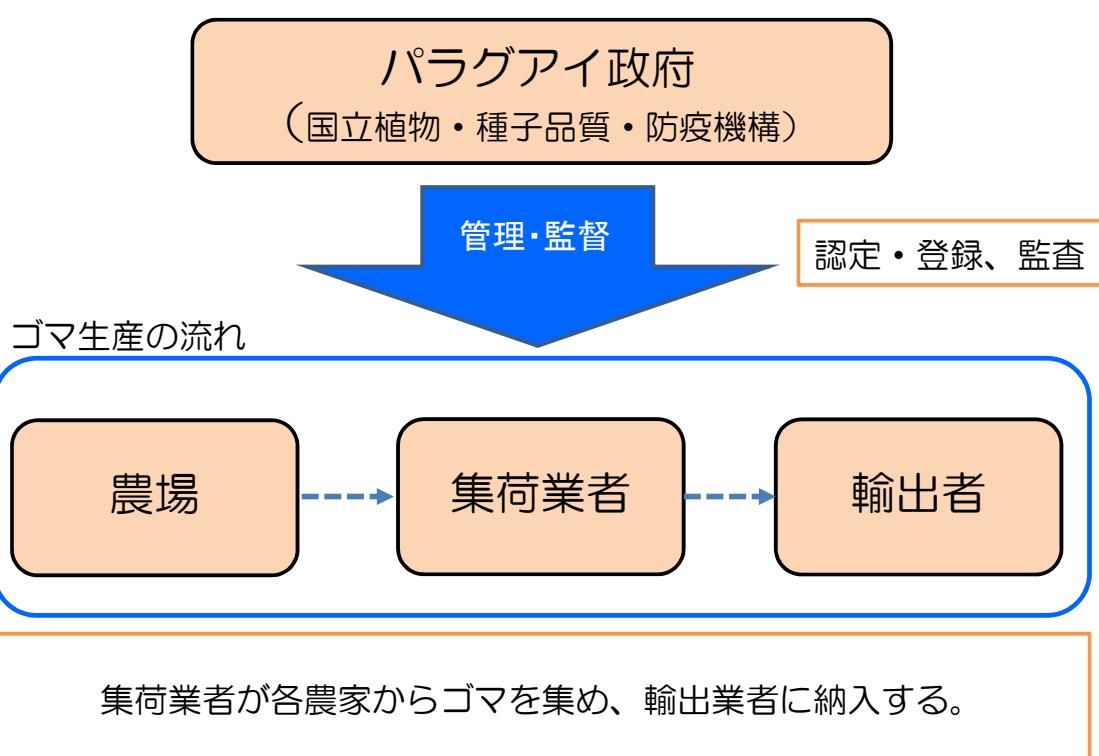
パラグアイ産ゴマについて

○経緯

- 平成25年8月、ゴマについて、残留農薬（カルバリル）が検査命令の対象となったことから協議開始
- 平成27年11月～独立行政法人国際協力機構（JICA）専門家派遣
- 平成29年7月、パラグアイ政府により登録された輸出者から輸出されるゴマの種子について検査命令を免除

3

日本向けパラグアイ産ゴマの管理体制



4

パラグアイでのゴマの残留農薬管理

○農場

生産者の管理

- ・農薬(カルバリル)不使用の誓約
- ・新規袋(農薬汚染防止)の使用
- ・教育活動への参加

○集荷

(集荷業者が各農家からゴマを集め輸出業者へ納入)

集荷業者の管理

- ・農薬(カルバリル)不使用の誓約
- ・新規袋(農薬汚染防止)の使用
- ・教育活動への参加
- ・生産者の管理状況確認

○輸出前検査

輸出者の管理

- ・農薬(カルバリル)不使用の集荷業者との契約
- ・輸出ごとに政府へ申請し、輸出前検査実施→合格のもののみ輸出

5

フィリピン産バナナについて(概要)

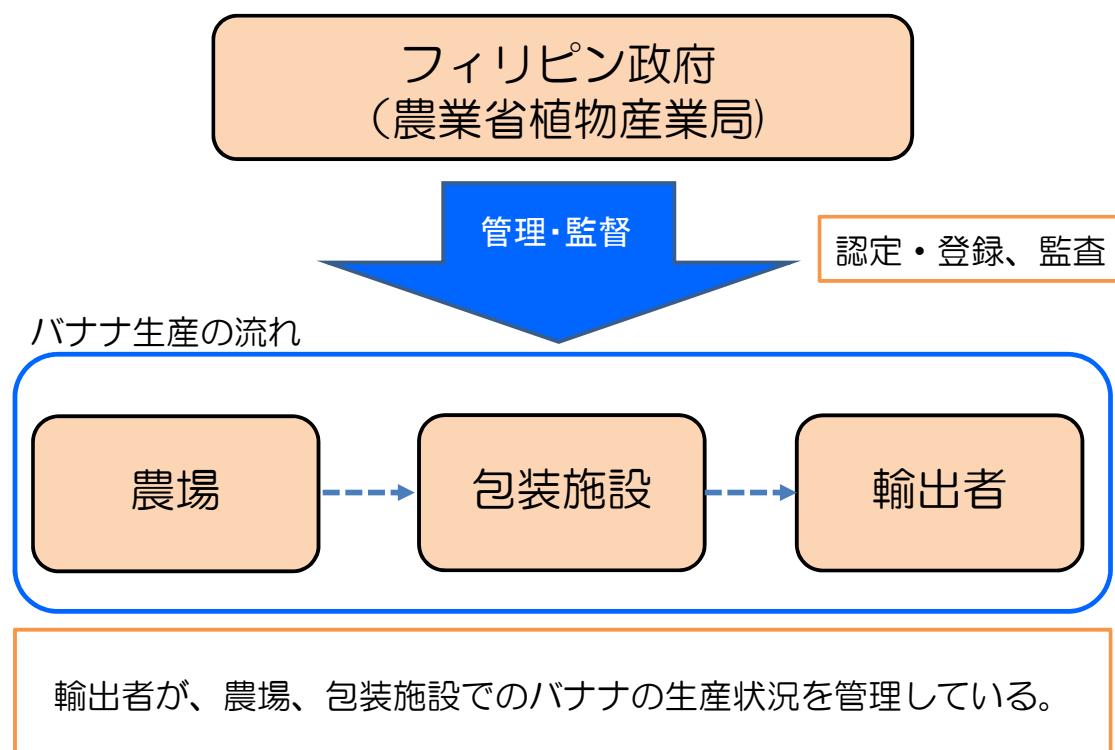
経緯 平成30年11月、残留農薬(フィプロニル)の検査命令の対象となったことから協議開始

目的 フィリピン政府において、残留農薬に係る対策が図られたことから、令和元年12月、現地調査実施

結果 令和元年12月、フィリピン政府により登録された事業者から輸出されるバナナについて検査命令を免除する体制とした。

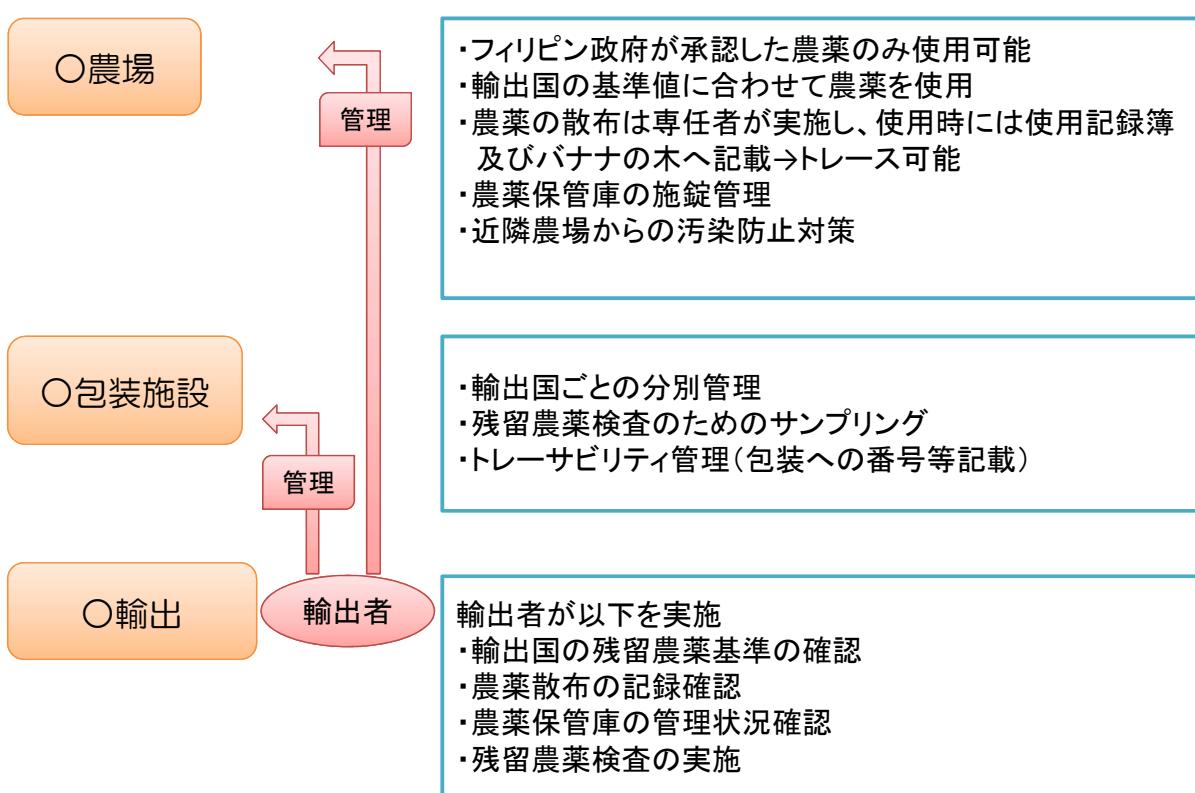
6

日本向けフィリピン産バナナの管理体制



7

フィリピン産バナナの残留農薬管理



8



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

ご清聴ありがとうございました